

○黒部市請負工事成績評定要領

平成19年4月1日
黒部市告示第32号

(趣旨)

第1条 この要領は、黒部市が施行する工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、請負金額が100万円以上の工事について行うものとする。ただし、市長が必要でないと認めるものについては評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 監督員
- (2) 監督員を指導監督する係長(以下「担当係長」という。)
- (3) 検査員

2 やむを得ない場合、監督員と担当係長は兼ねて評定できるものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、各工事の考査項目(以下「考査項目」という。)ごとに点数(以下「評定点」という。)を付することにより実施するものとし、工事ごと評定者ごとに独立して公正かつ的確に行うものとする。ただし、一つの工事に検査員が2人以上ある場合は、それらの者が協議のうえ評定するものとする。

2 評定点は、次の各号により考査項目について考査項目別運用表(以下「運用表」という。)を作成し、工事成績評定採点基準に基づき、工事成績評定点算出表(以下「算出表」という。)により採点するものとする。

- (1) 監督員及び担当係長は、当該工事の完成検査実施前に各々が評定すべき考査項目について評定のうえ所定の調書を作成し検査員に提出するものとする。
- (2) 検査員は、当該工事の完成検査時に検査員が評定すべき考査項目について評定を行うとともに、前号の監督員及び担当係長の評定と調整のうえ運用表及び算出表を作成するものとする。

3 考査項目のうち、高度技術、創意工夫、社会性等については、請負者から実施状況について所定の調書により報告があった場合に適切に評定するものとする。

4 検査により修補があった場合、評定は当該修補前の状況で実施するものとする。

(成績評定結果の報告)

第5条 検査員は、500万円以上の工事は評定点を、500万円未満の工事は次表による評定点に応じた評価を完成検査調書に記載するものとする。

評定点	85以上	75以上85未満	65以上75未満	50以上65未満	50未満
評価	A	B	C	D	E

(成績評定結果の通知)

第6条 検査担当課長は、前条の成績評定結果を請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第7条 通知を受けた請負者は、受理した日から14日以内に書面により、検査担当課長に評定点の説明を求められるものとする。

(説明請求に対する回答)

第8条 検査担当課長は、通知書を受けた請負者から評定点についての説明を書面により求められた場合には、速やかに書面により回答するものとする。

(評定の修正)

第9条 検査担当課長は、第6条による通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の修正を行ったときは遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。